

松江市告示 第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年5月22日

松江市長 松 浦 正 敬

1 都市計画の種類

(1) 種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

松江市法吉町、上乃木五丁目の各一部

3 都市計画の図書の縦覧場所

松江市歴史まちづくり部都市政策課